

九州エコライフポイント取扱店Q&A

Q1：交換できない商品は？

A1：商品券、ハガキ、切手・印紙類、電子マネー、公共料金、プリペイドカード、宝くじ、ギフトカード、チケット等換金性のあるもの、自治体に支払うもの等です。
ご不明なときは事前にお尋ねください。

Q2：使用できる期間は？

A2：有効期限は発行日から3ヶ月で、ポイント券の裏面に記載しております。

Q3：受取時の注意事項は？

A3：次のことに注意してください。

- ・九州炭素マイレージ推進協議会が発行したポイント券であること。
 - ポイント券は100円、500円、1000円の3種類。
 - 表面に葉のエンボス加工、裏面に九州版炭素マイレージ制度推進協議会の押印。
 - 裏面に通し番号が入っている。
- ・使用できる期限内であること。
- ・ポイント券が使用できる商品であること。
- ・おつりは支払わないものであること。

Q4：お客様がレジでポイント券を持ってくるのを忘れたことに気づいたら？

A4：申し訳ないのですが、今回は使用することが出来ません。

Q5：ポイント券はほかの店でも使えるの？

A5：道の駅やコンビニなどで使えます。詳しくは店舗内に貼っているポスターやチラシでご確認ください。（取扱店等用に配付するポスターやチラシには取扱店は刷り込む予定です。）

Q6：偽造券を発見したら？

A6：直ちに九州経済調査協会または大分県地球環境対策課に連絡してください。

Q7：換金の手続き方法は？

A7：月末締めでポイント券の左下部分を切り取ったものに請求書を添えて、翌月の5日までにポイント運営管理事務局まで提出してください。ポイント券の切り取った部分は取扱店にて保存してください。

なお、請求は原則1ヶ月ごとですが金額が少額の場合は最大3ヶ月分までまとめて請求することができます。

Q 8 : 受け取ったポイント券を破損、紛失してしまったら？

A 8 : 少々汚れやセロテープでの補修は大丈夫です。また、紛失した場合、切り取った半券で対応は可能です。ただし、切り取り部分を含めたポイント券を紛失、盗難にあった場合は、天災や大規模な事故で無くしたことを証明出来なければ原則、請求はできません。

Q 9 : 請求金額の振込日は？

A 9 : ポイント運営管理事務局に請求書を提出した月の翌月 5 日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に振り込みます。

Q 10 : 廃止届について

A 10 : 「ポイント券の店頭での使用については、有効期限を表示していますが、ご利用は発行された年度の翌年 7 月まで発生することから、廃止届が提出された後も、しばらくの間は、お取り扱いいただかねばならないことをご了承ください。」

そのほかのお問い合わせ、ご意見等は、下記まで電話または F A X をお願いいたします。

・日本トータルテレマーケティング株式会社

第一営業統括本部 営業企画部

TEL 0 5 7 0 - 0 8 7 - 3 3 5 FAX 0 5 7 0 - 6 6 6 - 6 1 2

・大分県生活環境部うつくし作戦推進課

TEL 0 9 7 - 5 0 6 - 3 0 3 4 FAX 0 9 7 - 5 0 6 - 1 7 4 9